



インドにおける周知商標登録

世界的な商業ハブとなり、世界の企業にとって魅力的な市場となりつつあるインドでは、商標制度を構築・発展させていく上で、周知商標が重要な役割を果たしてきています。インドの司法当局は、かなり以前から評判の高いブランドを意識的に希釈化から保護してきましたが、1999年の商標法において初めて「周知商標」という用語が定義され、周知商標の保護が強化されました。

周知商標保護の歴史

インドの商標に関する歴史は、1860年のインド刑法の下で商標が保護されていた時代にまでさかのぼります。さらに、インド商品法が商標を定義した後、1940年の商標法が「商標」を明確に定義しました。

1940年の商標法には著名ブランドを保護するための規定がいくつか含まれておりました。また、1956年の商標法では評判の高い商標を防衛的に登録する規定が設けられました。が、いずれにおいても「周知商標」は定義されませんでした。

「周知商標」は、1999年の商標法で初めて定義されました。同法第2条(ii)(zg)に次のように規定されています。

「商標が付された商品を使用し又は役務を受ける公衆の相当な層が、当該商標が付された別の商品を使用し又は役務を受ける際に、両商品の取引過程又は役務提供に関連して商標使用者の共通性を示すとみなす可能性が高いものとなった当該商標」

さらに、2017年の商標法規則で、商標使用

者が自らの商標に関する周知性を主張するためのプロセスが規定されました。現在では「周知商標」に関して適切な法律が存在します。これにより商標の所有者は、「周知商標」として認めてもらい、周知商標リストに載せてもらうためにインド特許庁に直接アプローチできるようになりました。

周知商標認定に関する規定

インドでは、周知商標に関する法規定が制定され、インドの裁判所は、周知商標を侵害や不正使用から保護することに成功しています。

1999年の商標法では、周知商標は、商品およびサービスのすべての分類において認識され、保護されます。ここでは、よく知られている商標が存在するときには、異なる所有者の名前で登録されている商品またはサービスと類似していない商品またはサービスに関する商標であっても、正当な理由なく後の商標を使用すると、先の商標の特徴や評判を不当に利用する又は害する場合には登録してはならない、とされています。

商標法規則124は、商標所有者が“周知商標”認定の申請をすることを認めています。その規定は以下の通りです。

- (1) 何人も、特許庁に対し、商標を周知であると決定するよう請求することができる。その申請には、申請者の主張を裏付けるために申請者が依拠したすべての証拠および文書とともに、事案の説明を添付しなければならない。
- (2) 特許庁は、商標を周知であると決定す

る際に、商標法第11条第6項から第9項までの規定を考慮しなければならない。

(3) 決定のために、審査官は適切と考える文書の提出を要求することができる。

(4) 審査官は、商標が周知であると決定する前に、一般公衆からの異議申立てを、当該異議申立て通知の日から30日以内に提出するよう求めることができる。

(5) 商標が周知であると決定された場合、その旨を商標公報に掲載し、審査官が保持する周知商標のリストに記載する。

(6) 特許庁は、商標が誤ってまたは不注意で周知商標リストに掲載された場合、または周知商標リストに掲載することが正当でなくなったことが判明した場合には、いつでも関係者に聴聞の機会を適切に提供した後、リストから削除することができる。

なお、周知商標の申請の際の庁費用は100万ルピー（約USD1,300）となっています。

商標が周知であると判断される際に考慮される要素として、商標法第11条第6項に次のように規定があります。

- a. 市場の関連分野における当該商標の認識
- b. 当該商標が使用されている期間、範囲、地域
- c. 当該商標が使用される商品およびサービスに関する宣伝期間、範囲、および地域
- d. 当該商標の使用または認識を反映する範囲での商標出願又は登録
- e. 当該商標が裁判所または特許庁により周知であると認められたことを記載した記録を含む当該商標の権利行使に成功した記録

一方、周知商標登録に必須とされない条件は以下の通りです。

- a. インドで使用されていること
- b. インドで登録されていること
- c. インドで商標登録出願を行ったこと
- d. インド以外の法域で周知であること、

あるいは登録されていること

- e. インドで全国的に一般によく知られていること

このように、インドで周知商標が保護されるためには、商標使用者がインドで事業を展開していることは必要ではありません。また、インドで商標登録されていることは必要ではなく、その商標が全国的に知られていることも必要ではありません。このように、国境を越えて商標の名声を保護する概念が導入されています。

終りに

周知商標の認定のための「単一窓口」手続きの実施に伴い、周知商標リストはすぐに膨らむことが予想されます。このリストに登録されると、インドで有名なブランドとして認識され、ブランド所有者は侵害や不正使用からより良い保護を受けることができるようになります。

インド特許庁には、商標を周知商標として認めるために十分な裁量権が与えられています。しかし、ある商標が周知商標と認められるための客観的・具体的な詳細基準や必要書類のチェックリストは現在存在していません。適切な商標専門家の指導の下でこの手続きに挑戦することが、インドにおける周知商標認定を得るための賢明な投資戦略となるものと思われます。

著者紹介



モウミタ・ロイ
(Moumita Roy)

Global IP India に2016年から所属する弁護士で、インドでの商標関連の処理に10年以上の経験を有しています。著作権法、意匠法も得意分野です。彼女は、2007年にカルカッタ大学を優等な成績で卒業し、インド法曹協会に登録されています。インドおよび国外において、出願関係のみならず契約書の起草、知的財産紛争・交渉などの多岐にわたり、多くのインドおよび外国のクライアントを支援してきました。